

平成31年3月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 平成31年3月15日（金）午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 市役所6階 602会議室

3 出席者〔教育長〕内藤隆行

〔委 員〕大岩幹夫(教育長職務代理者)、吉本理、中川奈緒美、
寺本彰、清水国明

〔事務局〕美甘寿規教育総務部長、岩間健一学校教育部長、師岡林教育
総務部次長、戸村達男学校教育部次長兼学校教育課長、千葉
裕之教育総務担当参事兼教育総務課長、木村立彦文化財保護
担当参事兼文化財保護課長、池田隆人保健給食担当参事兼保
健給食課長、安田幸雄教育総務課主幹兼教育企画室長、森田
幸夫教育施設課長、稲田里織社会教育課長、海老沢康子スポ
ーツ振興課長、倉富恵理子生涯学習推進センター所長、中村
まさみ所沢図書館長、中田利明学校教育課教育指導担当主幹
兼健やか輝き支援室長、米澤三八子教育センター所長、田中
丈仁指導主事

〔書 記〕武政直行教育総務課主査、名雪晋祐教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 なし

6 開 会 本日の議案は、議案第38号から議案46号、追加議案
第47号の10件。

なお、議案第47号は人事に関する審議のため、また
「10その他」における学校教育課からの報告については、
個人に関する情報が含まれるため、「地方教育行政の組織及
び運営に関する法律」第14条第7項に基づき、非公開とし
たい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議
されることに決定した。

進行上、議案第47号および学校教育課の報告については、
会議の最後に審議。

7 議 題

議案第38号 所沢市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則制定について
資料に則り、戸村学校教育部次長兼学校教育課長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、小学校及び中学校の「道徳」の時間を「特別な教科である道徳」として正式な教科に位置づけるため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第11号）が平成27年3月27日に公布されたことに伴い、所沢市立小・中学校管理規則第4条第2項第3号に係る例規の整備を行うものである。

小学校の「道徳」は、昨年度、所沢市立小・中学校管理規則の一部改正により、「特別の教科である道徳」という位置づけとすることに改めているが、今回は、平成31年4月1日より、中学校の「道徳」を「特別な教科である道徳」と位置づけるために、所沢市立小・中学校管理規則の一部改正を行うものである。

具体的には、所沢市立小・中学校管理規則第4条の規定について、「道徳（小学校にあっては、特別の教科である道徳）」を「特別の教科である道徳」に改めるものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第39号 所沢市立小・中学校使用教科用図書選定委員会設置規則の一部を
改正する規則制定について

資料に則り、戸村学校教育部次長兼学校教育課長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、「特別の教科 道徳」及び「外国語」の新設により、採択をする教科等が増加したこと、また、これまで第12採択地区と共同で行っていた教科用図書の調査研究について、来年度から単独で調査研究も行うようになることに伴い、所沢市立小・中学校使用教科用図書選定委員会設置規則第3条及び第8条に係る規定の整備を行うものである。

第3条の改正について、「特別の教科 道徳」及び、この度の学習指導要領の改訂に伴う、小学校5、6年生の「外国語」の教科化により、小学校における種目数が、これまでの11種目から13種目に、中学校においては15種目から16種目となった。そこで、引き続き、慎重なる選定を行うことができるよう、

所沢市立小・中学校使用教科用図書選定委員会設置規則第3条の条文中、「選定委員は、7人以内で組織する」から「委員8人以内」と改めるものである。

次に第8条の改正について、平成26年度より所沢市は第11採択地区として所沢市単独で採択を行ってきたが、教科用図書調査研究専門員による教科書研究については、12採択地区の狭山市、入間市、日高市、飯能市と合同で行っていた。しかしながら、所沢市の児童生徒にとってふさわしい教科書について、より主体的に研究し採択をしていく必要性から、来年度より教科書研究についても、単独で行うこととなった。それに伴い、所沢市立小・中学校使用教科用図書選定委員会設置規則第8条の3「専門員は、教育に関して豊富な経験を有する小・中学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭のうちから、教科ごとに原則として3人を教育委員会が任命する。」の「教科ごとに原則として3人」を「教科ごとに原則として5人」に改めるとともに、6の「専門員は、必要に応じて他の教科用図書採択地区（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の教科用図書採択地区をいう。）の専門員と共同で調査研究を行うことができる。」を削除するものである。

以下質疑。

（寺本委員）

専門員による研究資料は、どの教科書が、どのような点で他の教科書と違うのか、という点があまり明確に出ておらず、それぞれの良い点が中心に書かれているため、どれも同じように見えてしまいます。今回、単独での研究になり、専門委員の人数も増やすのであれば、独自の観点で、まとめ方の裁量を広げて良いのではないのでしょうか。

（中川委員）

教科書研究を単独で行うことで、先生方の負担が増えないか心配です。

（戸村学校教育部次長）

単独での研究にはなりますが、人数を3人から5人に増やしますので、負担は従来と同程度と考えております。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第40号 所沢市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
制定について

資料に則り、海老沢スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市、飯能市、狭山市及び入間市の4市で組織している「埼玉県西部地域まちづくり協議会」（通称ダイアプラン）に平成31年4月1日付けで、新たに日高市が加入することに伴い、12月の教育委員会会議において、所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてお諮りしたが、これに併せて、所沢市体育施設設置及び管理条例施行規則について、所要の改正を行うものである。

改正箇所は、様式第1号「所沢市体育施設利用申請書」中、「飯能市」の次に「・日高市」を加えるものである。この改正により、ダイアプラン4市に加えて、日高市についても、平成31年4月1日より、体育施設を利用するにあたり、所沢市民と同様の利用手続き・料金にて利用していただくことができるようになるものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第41号 平成31年度所沢市教育行政推進施策について

資料に則り、安田教育総務課主幹兼教育企画室長から以下のとおり説明がなされた。

2月の教育委員会会議においてご協議いただいた本施策について、誤り等があった事業の修正を行うとともに、レイアウトの調整を行った。内容に変更はない。

本日の審議を経て議決後、市議会、及び政策会議に報告するとともに、市のホームページで公開し、記者クラブへ情報提供する予定である。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第42号 所沢市社会教育委員の解嘱について

資料に則り、稲田社会教育課長から以下のとおり説明がなされた。

当該委員は、平成31年3月31日をもって秋草学園短期大学を退職することから、辞任届が提出されたため、社会教育委員の解嘱について、本会議にお諮り

するものである。

なお、後任は4月の定例会において、委員1名の委嘱をお諮りする予定である。
質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第43号 所沢市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

資料に則り、海老沢スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

委員の解職及び委嘱については、所沢市スポーツ推進委員に関する規則により、教育委員会が行うとなっているため、本会議にお諮りするものである。

委員の任期は原則2年で、毎年約半数が任期満了を迎えるためこれを改選している。そして、この年度替わりが改選の時期となるため、任期満了者の後任として、新任・再任を含め、56名の方たちをお願いするものである。任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなる。

一身上の都合により解嘱となる委員の後任者については、規則に基づき前任者の残任期間となるため、任期は平成32年3月31日までとなる。

なお、三ヶ島地区、並木地区に、それぞれ1名ずつ欠員があり、現在、推薦依頼をしており、推薦書が提出され次第、順次本会にお諮りするものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第44号 所沢市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

資料に則り、海老沢スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

本件に関しては、所沢市スポーツ推進審議会条例第2条により、教育委員会が任命するとあり、また、第3条でその任期は2年となっている。平成30年7月1日付けにて委嘱した現在の委員の任期は、平成32年6月30日までとなっているが、知識経験者として選出されていた委員が、平成31年3月31日をもって小学校体育連盟会長の職を退かれることとなったため、委員の解嘱についてお諮りするものである。なお、本連盟からの後任の選出は、来月を予定しており、推薦書の提出があり次第、改めて委嘱について本会にお諮りするものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第45号 所沢市文化財保護委員の委嘱について

資料に則り、木村文化財保護担当参事から以下のとおり説明がなされた。

文化財保護委員については、所沢市文化財保護委員会会議規則第2条第2項に「文化財保護委員会の委員は、学識経験者の中から教育委員会がこれを委嘱する」となっている。また、所沢市文化財保護条例第4条第2項には「定員10名、任期4年」と定められ、現在9名の委員のうち7名が本年3月末をもって任期満了となることから、7名の委嘱についてお認めいただくものである。

また、同第4条第1項に定められているとおり、文化財保護委員は、文化財に係る調査及び重要事項の審議を行うため、高い専門性や知識が求められるとともに、調査や審議の継続性等の理由から、7名については引き続きお願いするものである。

7名は、いずれも専門分野に加え、所沢市域の知識も有している方々である。任期については、平成31年4月1日から4年となっている。

以下質疑。

(吉本委員)

7名のお住まいについて、市内か市外かの内訳と、他市において同様の委員を務めているかについて、教えてください。

(木村文化財保護担当参事)

市内が3名、市外が4名です。他市においての活動は、詳細は把握しておりませんが、何名かは他市においても兼務しているようです。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第46号 所沢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

資料に則り、戸村学校教育部次長兼学校教育課長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市いじめ問題対策委員会は、平成27年度に発足し、毎年3回の定例開催を行っている。今年度については、市内中学生の事故の調査、報告を含め6回の

開催をした。本市のいじめ問題への取り組みや生徒指導上の諸課題について、様々な角度からご意見をいただいているところである。所沢市いじめ問題対策委員会条例第3条に「対策委員会は、委員15名以内で組織する。」とあり、平成31年度の委員の構成は、平成30年度と同様に委員を委嘱したくお願いするものである。

なお、本年度までおつとめいただいた委員の内1名については、平成31年度内に人権擁護委員協議会をお辞めになるという理由から、平成31年度は、同じく人権擁護委員協議会より1名を推薦させていただく。また、いじめ・非行問題対策員の内1名が、本職を退職という理由から、同じくいじめ・非行問題対策員のより1名を推薦させていただく。

本市では、市内中学生が命を絶つという大変悲しい出来事を経験している。今後、このような悲しい出来事を絶対に起こさないためにも、来年度も引き続き、いじめ問題対策委員会の充実が必要であると考えており、次年度も様々な立場の方による12名の構成としている。

なお、条例上は15名となっているが、残り3名の枠については、今回のように、いじめの重大事態等の発生に備えて、事例に応じた専門的な立場からの意見をいただけるように、緊急に必要な分野の委員を委嘱できるよう配慮している。

平成31年度は昨年同様の年3回の定例会に加えて、重大事態調査、報告のための臨時開催を予算上は2回予定している。

以下質疑。

(寺本委員)

前任のいじめ・非行問題対策員の方は、ネットを介したいじめ等を専門とする方だったと思いますが、後任の方の専門分野を教えてください。

(戸村学校教育部次長)

後任の方も、警察OBであり、ネットパトロール等の知識のある方です。

(清水委員)

任期がみなさん同じなのですが、任期満了を迎えたときに、同時に委員が入れ替わってしまうと、審議の継続性がなくなってしまうのではないかと思うので、任期がずれていた方が良いのではないかという印象を受けました。

(吉本委員)

委員の中に、保護者世代の方をもう少し入れてはどうかと考えます。

(戸村学校教育部次長)

今後委嘱をする際に、検討していきたいと思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項 なし

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の3月から6月までの主な行事予定について(教育総務課)

市民文教常任委員会からの提言について(教育総務課)

臨時代理の報告

平成30年度教育委員会予算(3月補正・追加)及び平成31年度教育委員会
予算(当初補正)決定について(教育施設課)

「第19回所沢図書館まつり」記録集の発行について(所沢図書館)

10 その他

- ・教育委員会会議4月定例会：4月26日(金)午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議5月定例会：5月27日(月)午前10時
所沢市役所6階 602会議室

平成30年度市町村教育委員会研究協議会に関する報告について

上記協議会(2月26日、文部科学省)に出席した中川委員より、下記のとおり
報告がなされた。

- ・いじめ対策・不登校支援をテーマにした研究分科会に参加した。
- ・資料が多く準備されていて、文部科学省が力を入れていることが感じられた。
- ・要点は、以下の2点であった。

重大事態が発生した際、学校から教育委員会へ、教育委員会からさらにその先への連絡をいかに早くするかが重要。

いじめについて調査中であるとき、重大事態だと認定されてから対応するのではなく、重大事態があったという認識で始めから取り組むことが大切。

県費負担教職員の人事に関する内申について（学校教育課）

小・中学校教職員の人事異動について（学校教育課）

議案第47号 所沢市教育委員会職員（管理職）の人事異動について

資料に則り、美甘教育総務部長から説明がなされた。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

11 閉 会 午後3時10分